

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 県立学校及び市町村立学校の対応について（令和2年2月から令和3年5月まで）

(1) 臨時休業から学校再開までの主な対応

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

(2) 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等にお

ける学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。

- ・ 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- ・ 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- ・ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。
- ・ 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- ・ 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- ・ 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- ・ 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。

- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

3 県立社会教育施設の主な対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年3月2日に、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続。）
- ・ 3月11日に、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

- ・ 3月24日に、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月10日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を4月12日から5月6日まで休止した。
- ・ 5月5日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、段階的に再開館することとした。(図書館は、5月27日から予約貸出等の窓口サービスを先行実施。図書館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館は6月9日から再開館。生命の星・地球博物館は7月1日から再開館。)
- ・ 5月26日に、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知し、各施設では、ガイドラインに基づき、具体的な対策マニュアルを作成した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館、図書館については開館時間を最大19時までとした。
- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、2月7日までとっていた対応を引き続き3月7日まで延長することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、3月7日までとっていた対応を引き続き3月21日まで延長することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、解除後の段階的緩和期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を最長20時までとした。
- ・ 3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中の対応として、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を19時までとした。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、引き続き緊張感を持ち同様の対応を継続して行うこととした。

4 令和3年6月以降の対応について

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにすると

ともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

＜高校、中等教育学校＞

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
 - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。

- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(カ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

ウ 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた

上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

【感染防止対策の強化・徹底について】

(ア) 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

エ 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】

(ア) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の観点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(イ) 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施す

る。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

オ 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

(ア) 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

＜部活動等における感染防止対策の徹底について＞

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏

まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開

催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
- a 修学旅行等について
 - 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
 - b 文化祭・体育祭等について
 - 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。
 - c 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

キ 8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1

日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

＜特別支援学校＞

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、

平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。

- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- 校外活動は延期又は中止とする。

b 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

b 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期

する。

ケ 9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

＜特別支援学校＞

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

b 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

コ 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 通常の実施活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の実施活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

＜特別支援学校＞

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

b 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

サ 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会

として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

シ 11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

ス 令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、各学校における冬季休業明けの教育活動の実施に当たっては、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、全職員の共通理解のもと、これまで以上に緊張感を持って、感染防止対策を引き続き徹底し、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導の徹底を図るよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

セ 1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年1月21日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- (エ) 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
- (オ) 卒業式について
 - 感染防止対策を徹底して実施する。
 - 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保）
 - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

ソ 1 月 19 日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、令和 4 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会の更なる確保を図るため、以下のとおり対応することとした。

- 共通選抜において、2 月 21 日に予定していた追検査の日程を、学力検査日（2 月 15 日）から 10 日後の 2 月 25 日に変更する。また、2 月 22 日及び 2 月 24 日に予定していた一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集（県立愛川）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の追検査も 2 月 25 日に変更する。
- 定通分割選抜において、定通分割選抜（3 月 11 日）を受検できなかった受検者を対象として、3 月 25 日に定通分割選抜の追加の検査を実施する。

タ 1月27日に、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2月3日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として2月23日に「特例による検査」を実施することとした。

チ 1月28日に、オミクロン株に係る感染の急拡大により、現在、外来診療や保健所の業務が逼迫状況となっていることから、県では、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、I Tによる健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択できる、「自主療養」の仕組みを導入した。これに伴う「自主療養」の開始に係る学校での対応等について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

ツ 2月1日に、神奈川県公立高等学校の入学者選抜等の受検者のうち無症状の濃厚接触者については、文部科学省の「令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&A」に準じて、その取扱いを定めていたが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大による保健所業務の逼迫等を受け、1月31日付けでこの「Q&A」に変更があったことから、本県の取扱いについても、以下のとおり新たな項目を加えて変更することとした。

【無症状の濃厚接触者の取扱い】

《下線部が新たに加えた項目》

次の要件をすべて満たす志願者については、別室において受検が認められます。

- (ア) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
 - 自治体等による検査結果が得られない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とします。
 - 抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とします。
- (イ) 検査当日も無症状であること
- (ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
- (エ) 濃厚接触者等確認票を提出すること

テ 2月7日に、オミクロン株による感染拡大の中、各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、臨時休業の実施に当たっては、オミクロン株の特性を踏まえて判断することが必要であることから、県教育委員会では、文部科学省が示すガイドライン及びその運用に当たっての留意事項、並びに県感染症対策協議会における意見も参考に、県立学校における臨時休業の当面の対応を以下のとおりとすることとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた当面の対応をとるよう依頼した。

(ア) 基本的な考え方

- この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとする。
- 各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。
- 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

(イ) 当面の対応

- これまで、陽性者が判明した時点で、一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで、学校の一部又は全部の臨時休業を実施していた。
- 今後は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認される。こうしたことから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、各県立学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

＜臨時休業実施の判断基準＞

○ 学級閉鎖

- ・直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施

○ 学年閉鎖

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施

○ 学校全体臨時休業

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施

ト 2月10日に、2月14日から3月6日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年2月14日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。

- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

b 卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

ナ 2 月 22 日に、自主療養の対象者が 2 月 24 日から変更されることを受け、これに伴う保護者等への周知等の対応について、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼した。

ニ 3 月 4 日に、3 月 7 日から 3 月 21 日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、令和 4 年 2 月 10 日付け通知の内容によりより対応していくこととし、同日に「令和 4 年 3 月 7 日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた

対応をとるよう依頼した。

ヌ 3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

＜高等学校、中等教育学校＞

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- (イ) 学習活動について
 - 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。
- (ウ) 部活動について
 - 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
 - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- (エ) 学校行事等について
 - a 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。
 - b 入学式について
 - 感染防止対策を徹底して実施する。
 - 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)
- (オ) 学年末・学年始休業期間中の対応について
 - 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
 - 部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよ

う促す。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を以下のとおり継続して行うこととした。

○ 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。

○ 図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。

※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時

○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。

ウ 7月16日に、「神奈川版緊急事態宣言」が発出されたことを受け、感染症の拡大防止に最大級の対応を図り、その対策を徹底するなど、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。

エ 7月30日に、特措法に基づく緊急事態宣言を受け、強い危機感を持って、感染症の拡大防止対策を徹底し、8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。

オ 8月9日に、知事メッセージが発出されたことを受け、現下の極めて厳しい新型コロナウイルス感染症の状況について、施設長と全ての職員が危機感を共有し、より一層適切な施設運営に努め、引き続き8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策をさらに強化・徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

キ 8月26日に、知事メッセージが発出されたことを受け、本県の新規感染者は変異株（デルタ株）にほぼ置き換わったこともあって激増が続き、収束する気配が見られない状況に鑑み、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

なお、博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とすることとした。

ケ 9月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日をもって解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、感染防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

コ 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

○ 博物館・美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

○ 図書館は、開館時間を通常に戻す。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

サ 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、施設の運営にあたっては、日常の感染防止対策に努め、同様の対応を継続して行うこととした。

シ 令和4年1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、施設の運営にあたっては、これまで以上に、基本的な感染防止対策を

徹底し、対応することとした。

ス 1月19日に、1月21日から2月13日まで、特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の対応として、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
- 図書館は、通常どおり開館する。なお、一定の人数を超えた場合、入場制限を行う。
- 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

セ 2月10日に、まん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されたことを受け、施設の運営にあたっては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、同様の対応を継続して行うこととした。

ソ 3月4日に、まん延防止等重点措置の期間が3月21日まで延長されたことを受け、施設の運営にあたっては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、同様の対応を継続して行うこととした。

タ 3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館、美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- 図書館は、引き続き通常どおり開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

5 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和4年3月17日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1			
	特別支援学校	0	0			
	小 計	1人	1校			
令和2年6月から 令和4年3月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	8,337	140			
	特別支援学校	626	29			
	小 計	8,963人	169校			
	合 計	8,964人	170校	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校児童・ 生徒数	〔参考〕 県立学校数
				168人	124,814人	169校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1			
	特別支援学校	1	1			
	小 計	2人	2校			
令和2年6月から 令和4年3月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	664	137			
	特別支援学校	344	29			
	小 計	1,008人	166校			
	合 計	1,010人	168校	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校教員数 (本務者)	〔参考〕 県立学校数
				25人	11,354人	169校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年3月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(確定値)」より

(4) 月別感染者数
＜児童、生徒＞

年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0		0	
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0		1	
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人		1人	
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1		0	
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0		2	
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2		1	
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5		0	
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0		1	
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5		2	
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4		2	
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6		2	
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1		4	
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1		1	
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人		15人	
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1		1	
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4		4	
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4		1	
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19		17	
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49		17	
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17		1	
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4		2	
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0		1	
令和4年 1月	高等学校・中等教育学校	2,251 (15)	2,323 (16)	165 (0)	210 (2)
	特別支援学校	72 (1)		45 (2)	
令和4年 2月	高等学校・中等教育学校	2,654 (96)	2,958 (109)	200 (10)	363 (17)
	特別支援学校	304 (13)		163 (7)	
令和4年 3月	高等学校・中等教育学校	1,077 (32)	1,204 (43)	106 (3)	183 (6)
	特別支援学校	127 (11)		77 (3)	
小計	高等学校・中等教育学校	7,873人 (143)	8,474人 (168)	607人 (13)	936人 (25)
	特別支援学校	601人 (25)		329人 (12)	
合計	高等学校・中等教育学校	8,338人 (143)	8,964人 (168)	665人 (13)	1,010人 (25)
	特別支援学校	626人 (25)		345人 (12)	

※（ ）は自主療養者数で外数

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年3月まで）

高等学校・中等教育学校

感染経路	割合
家庭内感染	27%
学校内感染	6%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	4%
感染経路不明	63%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	23%
学校内感染	6%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	17%
感染経路不明	54%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年3月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	19%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	77%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（１）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和２年３月から 令和２年５月まで （学校休業期間中）	高等学校	0	0		
	中学校	5	4		
	小学校	12	11		
	特別支援学校	1	1		
	小 計	18人	16校		
令和２年６月から 令和４年３月まで （学校再開後）	高等学校	817	17		
	中学校	10,996	402		
	小学校	37,148	835		
	特別支援学校	230	18		
	小 計	49,191人	1,272校		
合 計		49,209人	1,288校		
				〔参考〕	
				市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
				657,202人	1,296校

（２）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和２年３月から 令和２年５月まで （学校休業期間中）	高等学校	0	0		
	中学校	1	1		
	小学校	2	2		
	特別支援学校	0	0		
	小 計	3人	3校		
令和２年６月から 令和４年３月まで （学校再開後）	高等学校	90	16		
	中学校	867	301		
	小学校	2,357	680		
	特別支援学校	172	20		
	小 計	3,486人	1,017校		
合 計		3,489人	1,020校		
				〔参考〕	
				市町村立学校教職員数（本務者）	市町村立学校数
				41,562人	1,296校

（３）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和２年６月から 令和４年３月まで （学校再開後）	高等学校	11
	中学校	68
	小学校	115
	特別支援学校	7
	合 計	201校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教職員数（本務者）は、令和３年５月１日現在「令和３年度学校基本調査（確定値）」より

(4) 月別感染者数
＜児童、生徒＞

年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0		0	
	小学校	1		0	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3		1	
	小学校	9		2	
	特別支援学校	1		0	
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2		0	
	小学校	2		0	
	特別支援学校	0		0	
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人		1人	
	小学校	12人		2人	
	特別支援学校	1人		0人	
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1		0	
	小学校	2		0	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2		1	
	小学校	9		5	
	特別支援学校	0		2	
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17		1	
	小学校	61		11	
	特別支援学校	0		1	
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20		2	
	小学校	40		2	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28		1	
	小学校	54		4	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39		7	
	小学校	52		8	
	特別支援学校	2		0	
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150		11	
	小学校	155		28	
	特別支援学校	2		3	
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251		31	
	小学校	418		65	
	特別支援学校	7		6	
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36		1	
	小学校	80		15	
	特別支援学校	2		0	
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22		2	
	小学校	59		12	
	特別支援学校	1		0	
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人		57人	
	小学校	930人		150人	
	特別支援学校	14人		12人	

＜教職員＞

年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	132	3,396	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,235	0	51
	中学校	424		22	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	27	0	1
	中学校	4		1	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	62	0	3
	中学校	10		1	
	小学校	52		2	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 1月	高等学校	201	11,595	19	771
	中学校	2,772		169	
	小学校	8,586		539	
	特別支援学校	36		44	
令和4年 2月	高等学校	275	27,200	32	1,714
	中学校	4,849		418	
	小学校	21,970		1,172	
	特別支援学校	106		92	
令和4年 3月	高等学校	20	2,479	4	203
	中学校	515		51	
	小学校	1,941		140	
	特別支援学校	3		8	
小計	高等学校	753人	47,617人	78人	3,255人
	中学校	10,430人		810人	
	小学校	36,218人		2,207人	
	特別支援学校	216人		160人	
合計	高等学校	817人	49,209人	90人	3,489人
	中学校	11,001人		868人	
	小学校	37,160人		2,359人	
	特別支援学校	231人		172人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年3月まで）

高等学校

感染経路	割合
家庭内感染	20%
学校内感染	4%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	74%

中学校

感染経路	割合
家庭内感染	35%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	3%
感染経路不明	61%

小学校

感染経路	割合
家庭内感染	31%
学校内感染	0%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	67%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	27%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	16%
感染経路不明	55%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年3月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	22%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	73%

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

<県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校>

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 3 月 17 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:45	1
8:50	7
8:55	2
9:00	33
9:05	10
9:10	35
9:15	9
9:20	28
9:25	2
9:30	7
9:35	2
9:40	1
9:50	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

<県立特別支援学校 29 校>

登校時刻（令和 4 年 3 月 17 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	5
8:55	3
9:00	7
9:10	1
9:15	1
9:20	1
9:30	7
9:45	1
9:50	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

参考 3

県内学校の臨時休業等の状況について

1 県立学校の状況（令和4年3月17日時点）

校種	学校全体の臨時休業 を行っている学校数	特定の学年・学級の臨時 休業を行っている学校数	臨時休業を行う 学校の割合
高等学校・中等教育学校 (140校)	0校	3校	2.14%
特別支援学校 (29校)	0校	4校	13.79%
合計	0校	7校	4.14%

※県教育委員会把握数

2 市町村立学校の状況（令和4年3月9日時点）

校種	学校全体の臨時休業 を行っている学校数	特定の学年・学級の臨時 休業を行っている学校数	臨時休業を行う 学校の割合
小学校 (851校)	0校	102校	11.99%
中学校 (407校)	0校	15校	3.69%
合計	0校	117校	9.30%

※文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査」報告数

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について
(令和2年2月から令和3年5月まで)

○ 臨時休業から学校再開までの動き (令和2年2月から5月まで)

日付	主な内容等
令和2年 2月28日	文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
3月30日	県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
4月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月4日	国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月22日	国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。 【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】 ○ 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、

	より慎重に対応する必要がある。 ○ 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。 ○ 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。 ○ 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。
5 月 25 日	国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。 (ア) 県立学校は、6 月 1 日から教育活動を再開する。 (イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5 月 31 日まで臨時休業を継続する。 (ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

○ 学校再開後の動き（令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月まで）

日付	主な内容等
令和 2 年 6 月 24 日	県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6 月 18 日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ 2 へ移行）されたこと等を受け、5 月 22 日に示した「ガイドライン（高等学校・中等教育学校）」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。 (ア) 「分散登校Ⅱ」（6 月 22 日～27 日）及び「時差短縮Ⅰ」（6 月 29 日～7 月 4 日）までは、当初の予定の通りとする。 (イ) 「時差短縮Ⅱ」（7 月 6 日～8 月 29 日）の期間中である、7 月上旬（6 月 19 日から概ね 3 週間後）における県内感染状況

日付	主な内容等
	が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。 県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。 なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。
7月3日	5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。 (ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。 (イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等にも示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。 (ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。 (エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期することなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

日付	主な内容等								
7月3日	市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。 (ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。 <table border="1" data-bbox="408 779 1417 996"> <tr> <th>教科</th><th>出題範囲から除く内容(※)</th></tr> <tr> <td>社会</td><td>公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」</td></tr> <tr> <td>数学</td><td>中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」</td></tr> <tr> <td>理科</td><td>第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」</td></tr> </table> ※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。 (イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。 (ロ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。 (エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。 (オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動	教科	出題範囲から除く内容(※)	社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」	数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」	理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」
教科	出題範囲から除く内容(※)								
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」								
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」								
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」								

日付	主な内容等
	(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査) については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。
7月9日	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(以下、「県対策本部会議」という。)における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。 (ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」(授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。)を実施する。 (イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。 (ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。 (エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。 (オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 (カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」(7月3日付けで通知)等に基づき実施する。 (キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

日付	主な内容等
	(ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。 (ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。
7月17日	県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。 【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】 ○ 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。 ○ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。 ○ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。 ○ 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。 ○ 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
7月29日	県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。
8月26日	県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するよう通知した。 なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。 (ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

日付	主な内容等
	学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。 (イ) 県立特別支援学校について ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。 ○ 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。
11月19日	「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、 ○ 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について ○ 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について ○ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について ○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について ○ 県立中等教育学校入学者決定検査についてなどの対応をすることとした。
11月20日	県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同

日付	主な内容等
	日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。 なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。 (ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について 学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね 8 時 30 分以降に授業開始時刻を設定すること。 (イ) 県立特別支援学校について ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後 2 時から午後 3 時 30 分の間で設定すること。
11 月 27 日	県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。 (ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。 (イ) 5 月 22 日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱い

日付	主な内容等
	については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。
12月3日	県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、 (ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。 (イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。 なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。
12月11日	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。 ○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について 今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断すること」とされている。

日付	主な内容等
	県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。 ○ マスク等の着用について 学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。 ○ 教室等の換気の徹底について 冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。 などの対応をすることとした。
12月15日	県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。 ○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。
12月25日	現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学

日付	主な内容等
	びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。 (ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。 (イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。 (ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。
令和3年 1月5日	1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。
1月7日	特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。 【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】 ○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。 ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <高校、中等教育学校> ○ 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等

日付	主な内容等
	を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。 ＜特別支援学校＞ ○ 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。 ○ 学習活動について ・ 感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。 ○ 部活動について ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。 ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。 ○ 修学旅行等について ・ 延期または中止する。 ○ 入学者選抜について ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。
1月14日	現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。 ○ 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。 ○ 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

日付	主な内容等
1 月 27 日	時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。 ○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。 ○ 実施に当たっては、次のように対応すること。 ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。 ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。 ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。 保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者 1 名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。 ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。 ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）
2 月 2 日	国の緊急事態宣言が 3 月 7 日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和 3 年 1 月 7 日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和 3 年 1 月 27 日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

日付	主な内容等
3月5日	国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。
3月18日	国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。 ＜高校、中等教育学校＞ ○ 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 ＜特別支援学校＞ ○ 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。 【県立学校における児童・生徒への対応】 (ア) 基本的な対応について ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 (イ) 学習活動について

日付	主な内容等
	○ 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (ウ) 入学式について（令和３年１月２７日付け通知のとおり） ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は６０ｃｍ程度、前後は１ｍ程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者１名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） (エ) 部活動について ○ 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 (オ) 修学旅行等について ○ 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 (カ) 入学者選抜について ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
３月２４日	緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び４月１日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域

日付	主な内容等
	における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。 ＜高校、中等教育学校＞ ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 ＜特別支援学校＞ ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 【県立学校における児童・生徒への対応】 (ア) 基本的な対応について ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 (イ) 学習活動について ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり） ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） (エ) 部活動について ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染

日付	主な内容等
	リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 (オ) 修学旅行等について ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 (カ) 入学者選抜について ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
4月16日	まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。 ＜高校、中等教育学校＞ ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 ＜特別支援学校＞ ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

日付	主な内容等
	【県立学校における児童・生徒への対応】 (ア) 基本的な対応について ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 (イ) 学習活動について ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (ウ) 部活動について ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 (エ) 修学旅行等について ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
4月22日	日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。
4月23日	まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的

日付	主な内容等
	な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。
5月7日	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
5月8日	まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。 ＜高校、中等教育学校＞ ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 ＜特別支援学校＞ ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 【具体的な対応等】 (ア) 基本的な対応について ○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所

日付	主な内容等
	による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 (イ) 感染防止対策の徹底について ○ 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。 ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。 ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。 ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。 (ウ) 学習活動について ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (エ) 部活動について ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

日付	主な内容等
	(オ) 修学旅行等について ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
5月28日	まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

○ 県立社会教育施設の対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 3月2日	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館）
3月11日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
3月24日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月7日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月10日	県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
5月5日	県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

日付	主な内容等
5 月 25 日	国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。 (ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。 (イ) 歴史博物館、金沢文庫、近代美術館については、6月9日から再開館する。 (ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。
5 月 26 日	県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。
令和3年 1 月 7 日	県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め延期または中止とする。
2 月 2 日	国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。
3 月 5 日	国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから3月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月21日まで延長することとした。
3 月 18 日	国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることになったことから、以下のとおり対応することとした。 ○ 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。 ○ 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、引き続き開館する。 県立図書館の閉館時間は変更なし（19時）

日付	主な内容等
	川崎図書館の閉館時間を 19 時⇒19 時 30 分 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 13 時～ 13 時～19 時⇒14 時～20 時 ○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。
3 月 24 日	4 月 1 日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。
4 月 16 日	まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下のとおり対応することとした。 ○ 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。 ○ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。 ※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 14 時～20 時⇒13 時～19 時 ○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。
5 月 8 日	まん延防止等重点措置の期間が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。
5 月 28 日	まん延防止等重点措置の期間が 6 月 20 日まで再延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。